

## 犯罪被害者支援 「自治体の責務」

福岡市でシンポ

犯罪被害者支援のため自治体に何ができるかを考えるシンポジウムが7日、福岡市西区で開かれ、先進的な取り組みで知られる兵庫県明石市の泉房穂市長が講演で「自治体の責務として被害者支援を進めていくべきだ」と訴えた。

シンポジウムは、犯罪被害者や自治体職員らでつくる「被害者が創る条例研究会」が主催。研究会は独自の条例案を作ったり、勉強会を開いたりして、全国の自治体に被害者支援の条例制定を呼び掛けている。

明石市は2014年、殺人事件などの加害者が賠償金を被害者側に支払わない場合、市が300万円を上限に立て替えて支払い、被害者に代わって請求する全国初の制度を導入した。支援の窓口を一本化し、相談専門の弁護士と臨床心理士を常勤させるなどの支援策にも力を入れている。

泉市長は、九州で条例制定が進んでいないことに触れ「いつ誰が被害者や遺族になるか分からず、支援の在り方は一部の少数者の問題ではない。市民に近い立場の自治体が、支援の一元的な窓口にならなければならぬ」と主張。被害者遺族や弁護士、識者らによるパネル討論もあり、自治体による支援の充実に何が必要かなどを議論した。

(高田佳典)